

平成 25 年 6 月 27 日
原子力安全対策課
(2 5 - 1 1)
<18 時 15 分資料配付>

高浜発電所 3 号機の MOX 新燃料輸送について

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

なお、MOX 新燃料輸送容器の荷下ろしの際、県は、MOX 新燃料輸送容器の安全性を確認するため、容器表面および表面から 1 m の放射線量当量率の測定を実施した。

記

高浜発電所 3 号機（加圧水型軽水炉；定格電気出力 87.0 万 kW）は、本日 17 時 23 分、MOX 新燃料集合体 20 体を、仏国メロックス社メロックス工場より輸入し、発電所へ受け入れた。

1. 輸送年月日

平成 25 年 4 月 18 日（日本時間）		仏国出発
平成 25 年 6 月 27 日	07 時 05 分	高浜発電所岸壁接岸
〃	15 時 38 分	荷役（荷下ろし）終了
〃	17 時 23 分	構内輸送終了

2. 輸送数量等

MOX 新燃料集合体	20 体
MOX 新燃料輸送容器	3 基

3. 輸送物の種類

BM 型核分裂輸送物

4. 輸送方法

海上輸送

問い合わせ先 原子力安全対策課
担当：内園（内線 2353）

<参考>

「輸送における安全性について」

1. 輸送物の種類

BM型核分裂性輸送物

2. 輸送容器の概要

型式；TN-12P (M) II型

形状；円筒形

寸法；長さ約6.2m、外径約2.5m

重量；約108.1トン（最大収納時）

材質；炭素鋼等

3. 輸送物の安全確認

本輸送物（BM型核分裂性輸送物）については、別添に示す国の安全基準を満たすことを、国により確認されたものです。

4. 輸送上の安全対策

輸送にあたっては、自動衝突予防援助装置付きレーダーや二重船殻構造等を有する輸送船を採用するなど、十分な安全対策を施している。

なお、万一緊急の事態が生じた場合にも、関係省庁等に連絡するとともに、適切な措置をとることにしており、十分な安全対策が講じられることとなっている。

『BM型核分裂性輸送物の安全基準』

「危険物船舶運送及び貯蔵規則」第87条に基づき国が定めている『BM型核分裂性輸送物』に係わる技術上の基準の主なものは以下のとおりである。

①線量当量率

表面で、 2 ミリシーベルト/時以下
表面から1 m離れた位置で、 0.1 ミリシーベルト/時以下

②表面汚染密度

α 線を放出する放射性物質の場合、 0.4 ベクレル/cm²以下
 α 線を放出しない放射性物質の場合、 4 ベクレル/cm²以下

また、BM型核分裂性輸送物の試験条件には、

①一般の試験条件

水の吹きつけ試験、自由落下試験、圧縮試験、貫通試験

②特別の試験条件

9 m落下試験、棒上の1 m落下試験、耐火試験、浸漬試験

があり、これらの厳しい諸条件下においても容器の健全性を維持し、臨界の防止を確保するよう、法令の基準値を満足することとなっている。